

慶応UCカード(学生向け)

※株式会社クレディセゾン発行

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・ショッピング補償保険のご案内（被保険者証）

海外旅行傷害保険のあらまし (利用付帯)

海外旅行傷害保険 適用条件

カードに付帯する海外旅行傷害保険における「旅行期間」とは、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発された時からご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間とし、日本を出国した日から3カ月後の午後12時（24時）までを限度とします。

日本出国前に、補償対象となる本人会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1の料金や、参加する「募集型企画旅行」※2の料金をこのカードでお支払いになった場合、それ以降の旅行期間で保険が適用されます。

また、日本国内で前述のカード決済がなくても、日本出国後、補償対象となる本人会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が適用されます。

※1 この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。

電子マネーのチャージ代・デボジット代、プリペイドカード・回数券・定期券購入費、空港使用料、航空券の発券手数料、航空券の消費税、ランジ利用料など

※2 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例



- パッケージツアー
- 航空券 *
- 新幹線 *
- リムジンバス *

保険適用の対象外となるカード決済例



- レンタカー
- ホテル宿泊代
- 回数券購入費
- 空港使用料

*印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から保険が適用されます。

保険金額（支払限度額）

担保内容		本人会員
傷害	死亡・後遺障害	2,000万円
	治療費用	50万円
疾病治療費用		50万円
携行品損害※		15万円

※ 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円、年間100万円が限度となります。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

傷害治療費用

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 義手、義足の修理費
- ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

疾病治療費用

こんなときに補償されます

- ① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。
- ② 責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、黽口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、医師の治療開始日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ④ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

携行品損害

こんなときに補償されます

被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除く）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。

お支払いする保険金

1旅行につき保険金額の範囲内で、1事故につき損害額から自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。

1つ（1組または1対）あたり10万円を限度とします。ただし、パスポートおよび乗車券等はそれぞれ5万円を限度とし再取得費用をお支払いします。

（注）査証（ビザ）は対象外となります。また、日本においてのパスポート再取得費用も対象外となります。

（注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱 ●放射線照射、汚染、原子核反応 など

疾病治療費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など

携行品損害

- 故意、重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登はん等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 など

その他ご注意事項

- ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前の連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類	クレジットカード 売上票等	e-ticket 控え	※ 保険金請求書	現地でしか手配できない書類					※ 損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※ 後遺障害診断書
				医師の診断書	治療費の明細書 および領収書	死亡診断書または死体 検案書(死亡地のもの)	事故証明書						
治療費用保険金 (傷害・疾病)	★	★	★	★	★			☆					
携行品損害保険金	★	★	★					★	★	★			
死亡保険金 (傷害)	★	★	★			★	★			★	☆		
後遺障害保険金	★	★	★				★						★

(注) ★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙
その他書類をご用意いただく場合があります。

事故の通知について

p.5「旅行傷害事故の通知について」をご参照ください。

国内旅行傷害保険のあらまし (利用付帯)

保険金額（支払限度額）

担保内容	本人会員
傷害死亡・後遺障害	2,000万円

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

- ① 被保険者が公共交通乗用具に搭乗する前に、その料金を当クレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。

(注) 航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。

- ② 被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金を当クレジットカードで支払い、またはノーコードシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。
- ③ 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行を当クレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

(注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害

- 故意、重過失
- けんか、自殺、犯罪
- 無資格運転、酒気帯び運転
- 脳疾患、疾病、心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等
- スカイダイビング等の危険な運動中の事故
- 戦争、侵略行為、反乱等
- 放射線照射、汚染、原子核反応
- 地震、噴火またはこれらによる津波 など

その他ご注意事項

- 「ノーコードシステム」とは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等、予め参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する期間は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
- 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶等をいいます。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前の連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類	クレジットカード 売上票等	※ 保険金請求書	現地でしか 手配できない書類		除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※ 後遺障害診断書	その他の書類
			（ま 死 た は 死 亡 地 の 死 体 検 も の の 案 書 ）	死 亡 地 の 死 体 検 も の の 案 書 ）				
死 (亡 傷 保 害 金)	★	★	★	★	★	☆		☆
後 遺 障 害 保 險 金	★	★		★			★	☆

(注) ★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら、慶應UCカード(学生向け)会員であること、会員番号、海外旅行中の事故の場合は出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

- 日本国内から海外旅行傷害保険のご連絡先（24時間受付）

海外ホットライン（日本オフィス）

0120-08-1572

- 日本国内から国内旅行傷害保険のご連絡先（9：00～17：00／土、日、祝日休）

損害保険ジャパン株式会社

03-5913-3725

本店企業保険金サービス部 本店火災新種保険金サービス第三課

- 海外からのご連絡先（海外旅行傷害保険）は、[別紙「海外旅行傷害保険のあらまし 海外からのご連絡先」](#)をご参照ください。

ショッピング補償保険のあらまし

(補償期間: 90日間)

保険金額（支払限度額）

補償の概要	このカードによる購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。
被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。
補償期間	ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。 カード会員が物品をこのカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でこのカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損などの偶然な事故。
補償限度額	年間補償限度額 100万円 カード利用の際の売上票（控え）に記載された金額を限度とします。
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● 1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。● 代金の一部のみをこのカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乘じた金額が限度となります。● 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合

- ① 洪水もしくは地震に起因する損害
- ② 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
- ③ 通常の使用による損耗損傷、原因不明の紛失、核燃料物質等による汚染、物品の瑕疵に起因する損害
- ④ 会員の故意および重大な過失
- ⑤ 物品の欠陥、消耗、錆、変色、虫食い、脱色等
- ⑥ 物品の誤った使用によって生じた損害
- ⑦ 置き忘れ、紛失
- ⑧ 電気的、機械的事故（故障）
- ⑨ 会員の詐欺、不正、横領行為によって入手した物品の損害
- ⑩ 会員が意図的に虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
- ⑪ 盗難

など

補償の対象とならない主な物品

- ① 船舶（含、ヨット・モーター・ボートおよびボート）、航空機、自動車（含、自動二輪車および自動三輪車）、原付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボードおよびこれらの附属品等
- ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- ③ 動物あるいは植物
- ④ 食料品
- ⑤ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- ⑥ 預金証書又は貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む）、クレジットカードその他これらに準ずるもの
- ⑦ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑧ 職業上の商品として購入したもの
- ⑨ 別送品（通販など輸送中の商品）

など

保険金支払の時期

保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。

- ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。
- ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。

損害防止義務

会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。

保険金請求書類

- 保険金請求のためには下記の書類が必要になります。
- クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	★	★
保険金請求書	★	★
罹災証明書・事故証明書	☆	☆
クレジットカード売上票	★	★
修理見積書		
修理代金請求書	★	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	★
写真または現物	★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆
委任状	☆	☆
その他関係書類	☆	☆

(注) ★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類

ショッピング補償保険 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

損害保険ジャパン株式会社 (9:00~17:00／土、日、祝日休)

本店企業保険金サービス部 本店火災新種保険金サービス第三課

03-5913-3725

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）、東京海上日動火災保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社

■取扱代理店

株式会社クレディセゾン

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。

各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※本紙掲載の情報は2023年11月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。